毎日新聞　2008年10月31日

福岡3児死亡

同乗者ら不起訴相当

検察審議決「泥酔し犯意ない」

福岡市東区で06年8月に起きた3児死亡事故を巡り、道交法違反（酒酔い運転）のほう助容疑などで送検後に福岡地検が起訴猶予とした同乗者ら3人について、福岡検察審査会は30日、処分を相当とする議決をした。酒酔いの程度から犯意が認められないことなどを根拠に挙げた。

審査を申し立てた3児の両親、大上哲央さん(35)、かおりさん(31)夫妻は弁護士を通じ「誠に残念。検察審査会の判断は厳粛に受け止めたい」とのコメントを出した。

申し立ての対象となったのは、事故を起こした元福岡市職員、今林大被告(24)＝危険運転致死傷罪で起訴、公判中＝に車を運転させて自宅まで送らせた男性(34)＝道交法違反（酒酔い運転）のほう助容疑で送検後、起訴猶予▽今林被告の車までタクシーで道案内をし、その後も同乗していた男性(22)＝同▽事故後、今林被告に酔い覚まし用の水を提供した元同級生の男性(24)＝証拠隠滅容疑で逮捕後、起訴猶予――の3人。

議決によると、自宅に送らせた男性と道案内をした男性については「今林被告は当初から飲酒運転をする意思が強固だったと認められる」としたうえで、2人の酔いの程度が激しく、ほう助の意思が認められないとの判断が是認されたもので、コメントはない」としている。

議決について、大上さん夫妻は「改めて今林被告の責任が重大だったと考えている」ともコメントした。

福岡地検の吉浦正明・次席検事は「検察官の判断は尊重したい。水を提供した男性についても「水を飲んだことが飲酒検査の数値を低下させたかどうかは不明」などと指摘し、いずれも処分は相当と結論づけた。

【松本光央】

厳罰化の流れに乗らず

悲惨な結果を生んだ福岡市の3児死亡事故は、飲酒運転撲滅への機運を一気に高めた。飲酒運転を制止しなかった同乗者への罰則規定を盛り込んだ改正道交法が昨年9月に施行され、飲酒死亡事故を起こした元少年の車の同乗者に損害賠償を命じた鹿児島地裁判決も出された。そうした流れの中で、福岡検察審査会は意外とも思える判断を下した。

鹿児島地裁が賠償を命じた事故は、3児死亡事故と同様、同乗罪成立前の03年11月に起きた。息子を亡くした大分県国東市の佐藤悦子さん(57)はこの日の議決について「民事訴訟では同乗者責任も認められるようになってきた。社会全般が飲酒運転に厳しい目を向ける中、本当に残念だ」と語る。

一方、交通事故裁判に詳しい高山俊吉弁護士は「鹿児島地裁判決とは非常に対照的」と指摘。「『飲酒運転はとにかく処罰』という感情論に流されず、冷静に判断しようという意識が検審にあったのでは」と指摘した。